

平成27年4月7日（火） 北國新聞第3面

県は6日、災害時の被災者住宅の確保に万全を期すため、全国賃貸住宅経営者協会連合会と協定を締結した。また、県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会連合会とは、すでに結んでいた協定を改定し、内容を拡充した。

経営者協会連合会とは▽災害時に貸し出し可能な賃貸の空き家情報を提供▽避難所などで相談窓口を開設して入居手続きをスムーズに行う、の2点を申し合わせた。県宅建協会と不動産協会連合部の協定には避難所での相談窓口開設に協力を求める項目を追加した。

災害時の住宅確保へ協定

県と3業界団体、締結

県の常田功二土木部長と経営者協会連合会の小村利幸代表理事、宅地建物取引業協会の吉本重昭会長、不動産協会県本部の田井仁本部長が協定書を交わした。常田部長は「普段から災害時の態勢を確認し、万一の時に対応できるよう準備したい」とあいさつした。



平成27年4月7日（火） 北陸中日新聞第14面

（第3種郵便物認可）



県は6日、災害時に被災した県民が賃貸住宅に円滑に入居できるよう、家主や不動産業者でつくる三つの公益社団法人と協定を結んだ。情報提供や手続き面での協力を受け

る。

全国賃貸住宅経営者協会連合会本部の田井仁本部長が、県庁で常田功二土木部長と結んだ。

同連合会は、提供で

きる民間賃貸住宅の情報提供と、避難所での相談窓口開設やスマートな手続きによる応急借り上げ住宅提供の二点で協力する。

残る一法人はすでに災害協定を結んでおり、新たに住宅提供の協力を加えて改定した。

常田部長は訓練への参加を促し「万一家の迅速に提供できるシス

被災時 住宅提供円滑に 県、3公益法人と協力協定

（テムを作りたい）と述べた。（松本浩司）